

平成31年2月5日

記者発表

流出する恐れのある伐採木等の監視を強化します!

林業活動で生じる伐採木等（根株や枝条を含む）を雨水等で下流へ流出する恐れがあるようなところに放置していると、災害の要因になりかねません。

また、こうした箇所に放置している伐採木等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）における「**一般廃棄物の不法投棄**」等に該当します。

このため、不法な林業活動が災害の要因にならないよう、市町村廃棄物担当部局と連携し、監視を強化します。



※写真はイメージです。

監視強化の取組の概要

1 事業者への注意喚起

伐採届の適合通知、保安林の伐採許可書、林地開発許可書等
→ 流出する恐れのある箇所に伐採木等を放置する行為は
不法投棄等に該当する旨を周知

2 各振興局林務課が森林巡視等で監視

3 不法投棄等を発見した場合は、廃掃法担当と連携して指導

4 指導に従わない場合は罰則を適用

- ・ 5年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金
- ・ 法人の場合は3億円以下の罰金

担当課	林業振興課	廃棄物指導室
担当者	本田、森川	桑田、高垣
電話（直通）	073-441-2963	073-441-2681